

農業用ドローンをお持ちの方へ



## 農機具共済 のつきくん のご加入を

万が一の損害に備えるため、ぜひご検討ください！

### 加入の対象は

農業目的（農薬散布、肥料散布、播種、受粉、農産物運搬、圃場センシング）に使用する回転翼がマルチコプター型のドローン  
（無人ヘリコプター及び固定翼型のドローンは対象外）

※航空法に基づく国土交通省の飛行承認を受けた操作者及び機種であること！

### 補償範囲は

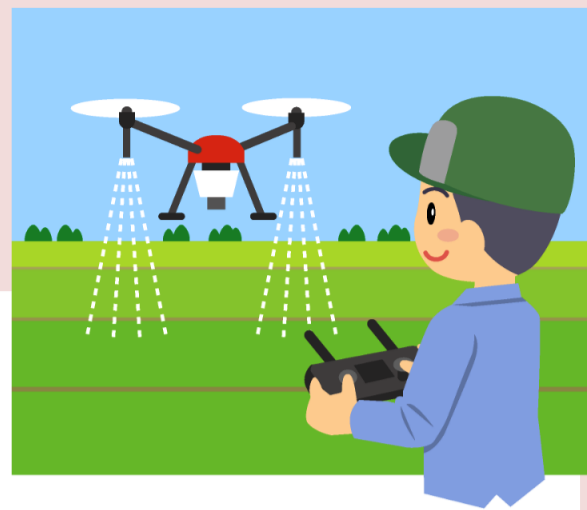
機体及び通信機器、コントローラー、農薬積載タンク、液剤・粒剤散布装置、充電器、バッテリーを含む装置一式

### 共済掛金は

共済金額 1万円あたり 314.58円（基本掛金）

共済金額	100万円	200万円	300万円
基本掛金	31,458円	62,916円	94,374円
臨時費用担保特約	34,769円	69,538円	104,307円
地震等担保特約	32,822円	65,644円	98,466円
臨費+地震等	36,133円	72,266円	108,399円

## 支払対象となる共済事故は



- ・ 飛行中の事故（衝突、接触、墜落など）
- ・ 火災、落雷、盗難による盗取もしくははき損
- ・ 自然災害(地震等による損害を除きます。)

不測かつ突発的な事故によりに生じた損害に対し、共済金をお支払いいたします。

※衝突、接触、墜落など稼働中の事故については、損害額の一部を免責いたします。

ご注意ください

## 農業用ドローンについてお支払いできない損害は

- ① 国土交通省の飛行承認を受けていない機体又は操縦者による飛行中の損害
- ② ローターまたはブレードに単独に生じた損害
- ③ バッテリー単独に生じた損害
- ④ 機体の燃料不足、またはエンジンオイル不足によって生じた損害
- ⑤ 機体及び通信機器類のバッテリー不足によって生じた損害
- ⑥ 操縦中に共済目的が行方不明になったことによって生じた損害
- ⑦ 操縦中に共済目的が回収不能になったことによって生じた損害
- ⑧ 夜間における目視外飛行又は無灯火飛行によって生じた損害
- ⑨ 補助者を配置しない飛行によって生じた損害(ただし、空中散布においては対象物から飛行高度が4メートル以下で、自動操縦により飛行範囲の制御及び危険回避が適正に作動する場合を除く)

詳しくは管轄の各グループまで、お気軽にお問い合わせください。

加賀・能美グループ  
小松グループ  
TEL 076-239-2355

加賀市、小松市  
能美市、川北町

白山・野々市グループ  
金沢・河北グループ  
TEL 076-239-2555

白山市、野々市市  
金沢市、かほく市  
津幡町、内灘町

羽咋グループ  
七尾・鹿島グループ  
TEL 076-239-2455

羽咋市、七尾市  
宝達志水町  
中能登町、志賀町

奥能登グループ  
TEL 0768-76-2251

輪島市、珠洲市  
穴水町、能登町